

議第16号

平成25年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 61事業所
- (2) 年間総給水量 18,323,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 50,200立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 彦根工業用水道事業……更新工事
 - 南部工業用水道事業……配水工事、更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,201,400
	1 営 業 収 益	1,140,347
	2 営 業 外 収 益	61,053

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 912,500
	1 営 業 費 用	805,489
	2 営 業 外 費 用	107,011

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 387,700千円は、減債積立金 137,162千円、

過年度分損益勘定留保資金 237,034千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 13,504千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 218,100
	1 諸 収 入	218,100

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 605,800
	1 建 設 改 良 費	456,638
	2 企 業 債 償 還 金	137,162
	3 固 定 資 産 購 入 費	12,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道建設事業 (竜王岡屋工業団地) (配水管工事)	平 成 26 年 度	421,500千円
南部工業用水道受託事業 (竜王町上下水道工事)	平 成 26 年 度	65,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 143,274千円

(2) 交 際 費 25千円

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、369千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、524千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子